

# 固定資産税・不動産取得税を減免した地方公共団体への減収補てん制度

- 地域経済牽引事業として承認を受けた上で、主務大臣の確認を受けた事業の対象施設について、地方税を課税免除または不均一課税した自治体に対し、減収額を地方交付税で補てんする。
- 具体的には、新たに取得した建物・構築物、土地について、自治体が固定資産税（標準税率1.4%）及び不動産取得税（標準税率：4%（土地3%））を免除または減税した際に、自治体の減収額の75%を補てん。

## <適用対象>

【対 象】 財政力指数が **0.52未満の都道府県**、財政力指数が **0.67未満の市町村**

【対象事業】 承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの（課税の特例と同様）

【業 種】 業種指定なし

【対象資産】 土地・家屋・構築物

※取得価額：農林漁業及びその関連業種：5,000万円、その他の業種：1億円

【税 目】 **不動産取得税（都道府県）、固定資産税（市町村、3年間）**の課税免除・不均一課税

【補てん率】 **減収額の3/4**